

いのこし在宅介護センター障害者福祉サービス内容説明書

当事業者が、あなたに提供する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）の定める居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービス（以下、サービスという）は以下の通りです。

1. 提供するサービス

サービスの基本内容は（１）のとおりです。

サービスを訪問介護計画に基づいて 曜日の 時 分 から 時 分まで提供します。

（１）サービス内容

① 居宅介護

1. 身体介護（食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭・口腔ケア・整容・更衣介助・買物介助・通院・通所介助等の外出介助）
2. 家事援助（調理・買物代行・清掃・洗濯・補修・寝具の手入れ等）

② 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護

③ 同行援護

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

（２）このサービスの提供にあたっては、あなたの障害状態の軽減もしくは悪化の防止、障害状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

（３）サービスの提供は、懇切丁寧にいき、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

（４）サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具についてはサービスの提供ごとに消毒したものを用います。

2. 担当の職員

あなたの担当の訪問介護職員は、 です。

上記の責任者は（小澤 慶子）です。

3. 利用料

（１）居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、原則として、法第２９条第３項第２号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の１割相当額の方が低い場合は、１割相当額）なお、法第３１条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。

（２）交通費

サービス提供・実施地域（名東区、守山区、千種区、長久手市、尾張旭市）にお住まいの方は無料です。

活動地域外の地域からのサービス提供は事業所から居宅までの交通費を下記のとおりいただきます。

公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。

① 事業の実施範囲を越えた地点から片道１０km未満 ３００円

② 事業の実施範囲を越えた地点から片道１０km以上 ５００円

③ 駐車許可指定地域外にお住まいの地域の場合または駐車許可指定地域内にて駐車できない事由が生じた場合、有料駐車場等を利用する場合には、下記サービス回数に応じて駐車料金をいただきます。

１. いのこしの訪問サービス（訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護）が週３回未満の場合 月１，０００円をいただきます。

２. いのこしの訪問サービス（訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護）が週３回以上の場合 月２，０００円をいただきます。

（３）キャンセル料

甲からサービス開始の１時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、乙は甲からサービス予定であった時間数分をキャンセル料としていただきます。

キャンセル料は、当日サービス開始の１時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。

4. その他

サービスは、利用者のための家事・介護を行う業務なので下記の項目については、訪問介護職員が行うことの出来ない行為です。

(1) 医療行為

(2) 各種支払や年金等の管理、金銭の貸借等の金銭を取扱うことまたはこれに類する行為

(3) 庭の草刈りや他の家族の食事の用意等の行為

5. 各種加算

当施設の障害者総合支援法に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	負担額	備 考
初回加算	2, 1 4 4 円／回	